

平成27年7月6日

工事関係委託業者 各位

豊田市長 太田稔彦
豊田市事業管理者 横地清明

建築設計業務及び建築工事監理業務における契約締結の際の 提出書類について（お知らせ）

平素は入札契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

工事関係委託における建築設計業務及び建築工事監理業務について、平成27年6月25日に施行された建築士法の改正を受けて、契約の際に下記の書類を提出して頂くこととなりました。工事、土木設計及び物品においても、建築設計業務等が含まれる案件で元請業者がその業務を行うような場合は、対象となる可能性がありますので注意して下さい。

皆様におかれましては、法改正の趣旨・内容についてご理解いただくとともに、入札契約事務の円滑な執行にご協力をお願いいたします。

記

1 提出書類 ※先に担当課へ提出をしてチェックを受けてから契約課へ提出して下さい。

(1) 契約書に挟む書類 3部（1部：担当課 2部：契約課（又は（上下水）総務課））

・建築士法第22条の3の3の規定による書面【別紙】

(2) 【別紙】の内容を確認する為の書類 2部（1部：担当課 1部：契約課（又は（上下水）総務課））

・建築士事務所登録証明書の写し（事務所登録が確認できるものであれば可）

・建築士免許証の写し（業務従事者のもの）

・構造設計一級建築士、設備一級建築士の免許証の写し（業務従事者が資格者である場合）

・その他、【別紙】の内容を照合する為に必要な書類（必要な場合）

2 対象業務について

(1) 対象となる業務

建築士事務所の業として建築設計業務及び建築工事監理業務を行うもの。

※建築士法第22条の3の3に定義されている業務。延べ面積300㎡以下である場合も提出して下さい。

対象業務か判断に迷う場合は建築相談課へご相談下さい。

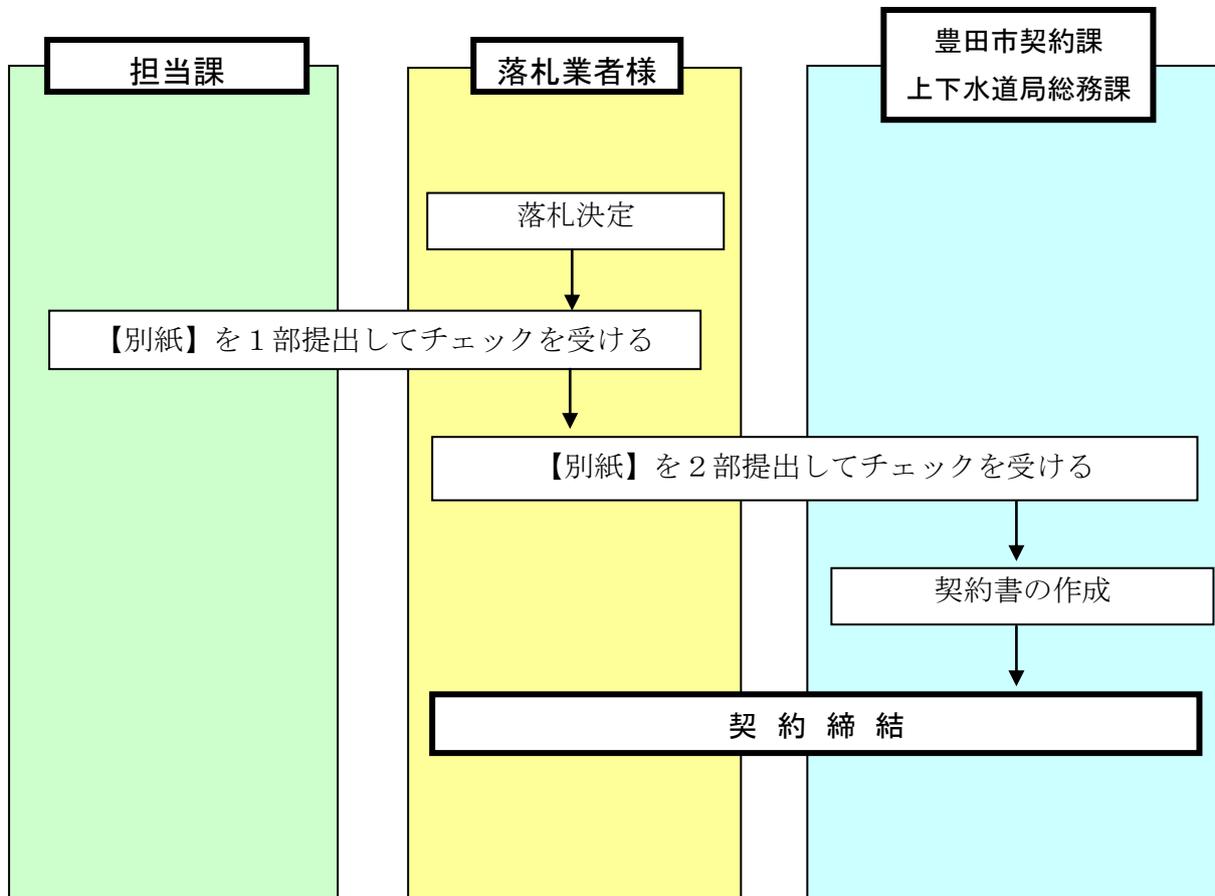
(2) 注意事項

入札において配置予定技術者を求めている場合においても、対象業務であれば提出が必要です。提出書類が不足している場合は契約ができませんので注意して下さい。

工事、土木設計及び物品においても、建築設計業務等が含まれる案件で元請業者がその業務を行うような場合は、対象となる可能性がありますので注意して下さい。

3 落札決定から契約締結までの流れ

担当課へ【別紙】を提出して内容の確認を受けて下さい。問題がなければ【別紙】を契約課（又は（上下水）総務課）へ2部提出して内容の確認を受け、それを契約書に綴じて契約を締結します。



【問合せ先】

総務部契約課 委託担当	電話 0565 (34) 6616 (直通)
上下水道局総務課 庶務担当	電話 0565 (34) 6653 (直通)
都市整備部建築相談課 建築審査担当	電話 0565 (34) 6649 (直通)